

稲作生産情報第6号

令和6年7月22日
青森県「農林水産力」強化本部

- 生育は平年より早まっており、まもなく「出穂期」を迎えます！
- 気温や稲の生育に応じた水管理をしっかりと行おう！
- いもち病や斑点米カメムシ類の防除を徹底しよう！

1 県生育観測ほの生育状況

「まっしぐら」の7月16日現在の生育は、平年と比較して、草丈がかなり長く、㎡当たり茎数は少なくなっているものの、必要茎数を確保している。

幼穂形成期は7月5日で平年より5日早く、特に県南地域は1週間以上早くなっている。

表1 県生育観測ほの7月16日現在の生育状況

品種名	地域 (地点数)	草丈(cm)			㎡当たり茎数(本/㎡)			葉数(枚)			幼穂形成期		
		本年	平年	平年比	本年	平年	平年比	本年	平年	平年差	本年	平年	平年差
まっしぐら	津軽(7)	75.9	69.1	110	479	478	100	11.5	10.9	0.6	7/6	7/8	2日早
	県南(5)	75.7	65.7	115	392	460	85	11.7	10.7	1.0	7/4	7/12	8日早
	全県(12)	75.8	67.6	112	442	470	94	11.6	10.8	0.8	7/5	7/10	5日早
ほっかりん	下北(1)	64.1	57.0	113	524	463	113	11.4	10.0	1.4	7/8	7/13	5日早

(注1) 各地域県民局地域農林水産部農業普及振興室調査、平年は7月15日現在。

(注2) 平年値は地点により異なり、「まっしぐら」は過去3～19か年、「ほっかりん」は13か年の平均。

2 出穂期の見通し

7月22日以降の気温が平年並に推移した場合、「まっしぐら」の出穂期は7月25日頃からと予想される。

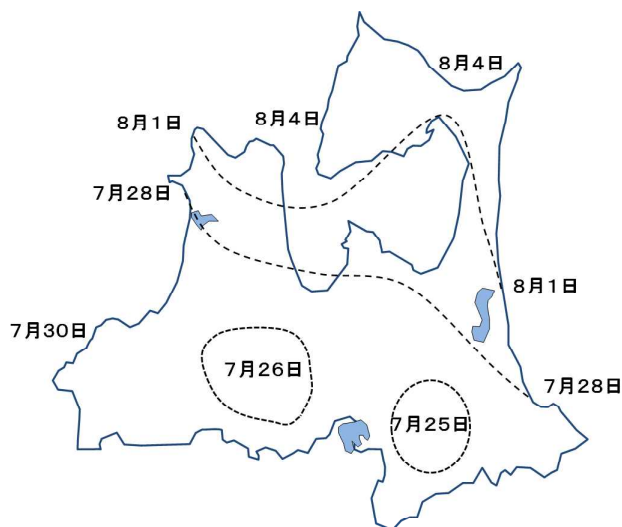


図1 出穂期の予測

(注) 農なび青森「水稻生育予測」で以下の条件で予測。

- ・「まっしぐら」を基準とした。
- ・各市町村の田植最盛期(県調査)を田植日(移植日)とした。
- ・田植時の葉数は3.3枚とした。
- ・気温データは最寄りのアメダスデータで、7月21日まで本年値、以降は平年値を使用した。

これからの農作業と管理

1 水管理

(1) 出穂前

主茎の葉耳間長4 cmから出穂期までの期間は、水の入れ換えを行いながら4 cm程度の浅水管理を基本とし、収穫時にぬかるみやすいほ場では1週間程度落水し地固めをする。

低温（日平均気温20℃以下、または最低気温17℃以下）が予想される場合は、障害不稔発生防止のため、15～20cm程度の深水管理を徹底し、落水は行わない。

(2) 出穂・開花期

出穂・開花期は、稲が最も水を必要とする時期になるので、出穂後10日間は5～6 cm程度の水深とし、低温（日平均気温20℃以下）となる場合は、障害不稔の原因となるので、10cm程度の深水にして保温する。

開花終了後に高温となる場合は、各地域の用水の状況に応じて、水の入れ換えや掛け流し、飽水管理によって稲体の温度を下げ、根の活性を維持する。

※「飽水管理」：水尻を止水して自然減水し、溝や足跡に水がたまっている箇所が散見される状態になったらかん水することを繰り返す管理。

(3) 登熟期

高温の場合は、2～3 cm程度の浅水とし、なるべく遅くまで水を与えるようにする。湿田や秋落田では、根の老化を防止するため、掛け流しや土壤に軽く亀裂が入る程度の間断かんがいを行う。

低温（最低気温15℃以下）が予想される場合は、10cm程度の深水にする。

(4) 落水時期

落水が早すぎると層米が増加するとともに、胴割米の発生を助長し、品質が低下することから、湿田では出穂後20～25日、乾田では出穂後30～35日を目安とし、早期落水を避ける。

2 病虫害防除

(1) いもち病

曇雨天が続くと発生が多くなるので、葉いもちの早期発見・早期防除に努め、穂いもちの感染源となる上位葉への感染を防ぐ。また、穂いもちは予防を基本とし、防除適期を逃さないようにする。

ア 茎葉散布剤による防除

出穂直前（走り穂が見えたとき）と穂揃期（ほ場の8割の穂が出穂した時期）の2回散布を基本とする。

低温により出穂期間が長引いた場合は、穂揃期に達していなくても出穂直前散布7日後頃に散布する。

上位葉で葉いもちが多発している場合など、穂いもちの多発が予想される場合は、穂揃期5～7日後にも追加散布する。

イ 水面施用剤による防除

水面施用剤ごとに使用時期が異なるので、よく確認して使用する。

ウ 耐性菌対策

同一系統剤の連続使用は耐性菌の発生リスクを高めるので、以下の薬剤は育苗期から本田期を通じて年1回の使用にとどめる。

表2 同一系統剤とみなされるグループ

グループ	薬剤名
QoI剤	オリブライト剤、アミスター剤

(2) 斑点米カメムシ類

県内で斑点米を発生させる主なカメムシは、アカヒゲホソミドリカスミカメとアカスジカスミカメで、気温が高いと発生量が多くなる。

地域ぐるみの防除や広域一斉散布により防除効果を高め、休耕田も対策を徹底する。

出穂間近の草刈りは、斑点米カメムシ類を水田に追い立てることになるので出穂7日前には終了する。

出穂後に畦畔などの草刈りを行う場合は、周辺水田において、ネオニコチノイド系またはフェニルピラゾール系の殺虫剤散布直前から1週間以内をめどに行う。また、合成ピレスロイド系及び有機リン系殺虫剤の場合は、1回目の散布後すみやかに草刈りを行う。

なお、本年は斑点米カメムシ類の発生が多く、7月12日に県病害虫防除所が「注意報」を発表したことから、特に防除を徹底する。

ア 茎葉散布剤による防除

(ア) 1回防除体系

薬剤ごとに定められた使用時期に応じて適期防除を行う。

高温年など登熟後期に斑点米カメムシ類の発生が多い場合は、追加防除を行う。

(イ) 2回防除体系

合成ピレスロイド剤、有機リン剤などを使用する場合は、1回目の防除を穂揃期に行い、その7～10日後に2回目の防除を行う。

登熟後期に斑点米カメムシ類の発生が多い場合は、2回目防除の7～10日後に追加防除を行う。なお、天候不順により登熟が遅れる場合は、散布時期を遅らせる。

イ 水面施用剤による防除

水面施用剤は周辺作物への農薬の飛散が懸念される場合などに使用する。

薬剤ごとに定められた使用時期に応じて適期防除を行う。

天候不順により出穂期間が長くなると予想される場合は、各薬剤とも散布時期を5日程度遅らせる。

3 ホールクroppサイレージ（WCS）用イネ及び飼料用米の病害虫防除

(1) WCS用イネ

いもち病及び斑点米カメムシ類の防除には、「稲発酵粗飼料生産・給与技術マニュアル」（一般社団法人日本草地畜産種子協会）に掲載されている農薬を使用する。

なお、農薬の使用に当たっては、当該農薬ラベルに記載されている「収穫〇日前まで」という使用時期の「収穫」をWCS用イネの収穫（黄熟期）にそのまま適用するため、防除可能な期間が食用イネより1週間～10日程度早まることに留意する。

(2) 飼料用米

粃米のまま、もしくは粃殻を含めて家畜に給与する場合は、穂が見える前までに散布を終える。

出穂期以降に農薬の散布を行う場合には、使用できる農薬の種類や使用時期などを指導機関や契約先に確認する。

4 薬剤散布上の注意

クリーンライスや特別栽培米などは、それぞれ定めた農薬の使用計画を確認し、その範囲内で使用する。

散布の際は、薬剤の使用時期、量、回数を遵守するとともに、近隣の転作大豆、野菜、WC S用イネなどの農作物に飛散しないよう十分注意する。

農薬を使用した水田では、防除効果の安定と水質汚染防止のため、散布後7日間は落水や掛け流しは行わない。

農薬による蜜蜂への危害防止のため、薬剤散布前に周辺の養蜂業者に防除計画を知らせるなど積極的に情報交換を行う。

蜜蜂を放飼している地域周辺（蜜蜂の行動範囲は巣箱から2 km程度とされている）では、農薬ラベルに蜜蜂に対しての毒性を示す「ハチ巣箱への散布禁止マーク」のついた農薬の使用を避ける。

ハチ巣箱への散布禁止マーク
(蜜蜂注意)



5 大雨・台風対策

大雨に備えて排水路や畦畔の点検を行う。

台風通過時に高温・乾風が予想される場合は、6 cm程度のやや深水にして稲体の水分を維持し、乾燥による不稔の発生などを抑制する。

冠水や浸水した場合は速やかに排水し、土砂の流入などがあつた場合はすみやかに排除する。

倒伏した場合は、なるべく早く稲株を引き起こし、登熟の促進に努める。

海沿いの水田で潮風害を受けた場合は、直ちに散水して塩分を洗い流す。

6 収穫の準備

本年は、県南地域を中心に稲の生育が進んでおり、今後も高温の予報となっていることから、収穫時期も早まる可能性が高い。

そのため、現段階から早めの収穫を想定し、コンバインや乾燥調製施設等の掃除・点検・整備、試運転は早め実施する。

~~~~農業保険に加入し、農業経営に万全の備えを!!~~~~

○ 自然災害や価格下落など、農業経営を取り巻く様々なリスクに備えるため、自分の経営にあつた農業保険（国が掛金の一部を補助する公的保険制度）を活用しましょう。

・自然災害リスクをカバーしたい方

農業共済（農作物共済・畑作物共済）は、全ての農業者を対象に、米、麦、畑作物などが自然災害によって受ける損失を補償します。

・様々なリスクをカバーしたい方

収入保険は、青色申告を行っている農業者を対象に、自然災害や価格低下だけでなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償します。

※ 詳しくは、お近くの農業共済組合までお問い合わせください。

～～令和6年度青森県農薬危害防止運動展開中！（6月1日～8月31日）～～

- 農薬を使用する前には必ずラベルを確認し、使用基準を守って使用しましょう。
- 水田で使用した農薬が河川に流出しないよう、農薬使用后7日間は止め水し、落水やかけ流しはやめましょう。
- 農薬の散布は風の弱い日や時間帯を選び、散布の方向や位置に気をつけるなど、周辺の農作物、学校、畜舎、ミツバチなどに飛散しないようにしましょう。
- 養蜂が行われている地域では、農薬の使用時期や巣箱の位置などについて養蜂家と密に情報交換し、ミツバチの活動が盛んな時間帯（午前8～12時）を避けて散布しましょう。

～～～熱中症予防運動展開中！（6月1日～8月31日）～～～

農林水産業分野での熱中症による救急搬送された方は近年増加傾向にあります。これからの暑い季節は、農作業中に熱中症になるリスクが大きくなりますので、安全な農作業に努めるとともに、体調に気を付けましょう。

<ポイント>

- 1 高温時の作業はなるべく避け、こまめに休憩と水分・塩分補給を行いましょ。
- 2 1人での作業はできるだけ避けましょ。
- 3 熱中症対策グッズ（帽子・空調服等）を活用ましょ。
- 4 立ちくらみやめまい等の熱中症の疑いを感じたら、作業を中止し、体調の回復に努めましょ。

～～～登録品種の種苗は適正に利用ましょ～～～

- 登録品種の種苗・収穫物等を利用するには、原則として権利者の許諾が必要です。
 - ・育成者権者の許諾を得ずに、自家採取した登録品種の種苗を近所の農家等に配布することは種苗法に違反します。
 - ・他県で開発された品種によっては、作付けできる都道府県が限定されている場合があります。
- 登録品種かどうかの確認は品種登録ホームページで行い、正規のルートで種苗を入手ましょ。（<https://www.hinshu2.maff.go.jp>）
- 育成者権を侵害すると民事請求を受けたり、刑事罰を科せられる場合があります。

～～～環境にやさしい農業に取り組んで、みどり認定を受けましょ～～～

みどりの食料システム法に基づき、土づくりと化学肥料・化学農薬の使用低減などに取り組む農業者の認定制度【みどり認定】が始まっています。

認定を受けると、設備投資の税制優遇や国庫補助事業の採択優遇などのメリットがあります。

申請・お問合せは、最寄りの地域県民局地域農林水産部にご相談ください。

(https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noen/midori_kihontekinakeikaku.html)

~~~~ツキノワグマ出没警報発令中!! (6月25日~11月30日)~~~~

1人での作業できるだけ避け、ラジオやクマよけスプレーを携帯するなど、人身被害の防止に努めましょう。詳細は県ホームページをご確認ください。

([https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/shizen/kuma\\_cyuu.html](https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/shizen/kuma_cyuu.html))

☆青森県総合防除計画を策定しました☆

県では、植物防疫法に基づく国の「総合防除基本指針」に即して、化学農薬のみに頼らない病害虫防除を行うための計画「青森県総合防除計画」を定めました。農作物の高品質生産とコスト低減に向けて、みんなで総合防除に取り組みましょう。

<https://www.nounavi-aomori.jp/farmer/archives/8140>



QRコード

|      |                  |
|------|------------------|
| 連絡先  | 農産園芸課稲作・畑作振興グループ |
| 県庁内線 | 5074・5075        |
| 直通   | 017-734-9480     |

◎ 次回の稲作生産情報の発行予定は9月9日(月)です。

※稲の生育状況によっては早まる可能性があります。